

報道関係者各位

フリーランス等のクリエイターと様々な事業で連携 「クリエイティブパートナー制度」を試行実施

茨木市は、市内在住者など本市にゆかりのあるデザイナー等のクリエイターを公募・登録し、チラシやポスター、動画の作成など、市の情報発信分野での連携を図る「茨木市クリエイティブパートナー制度」を、令和5年6月1日より試行的に実施します。同様の取組を制度化しているのは全国的にも珍しく、北摂地域では初の取組となります。

フリーランスや副業など多様な働き方が広がる中、本市では、市政推進に向けた新たなパートナーとして、専門的なスキルを有する市民等の協力を得ることにより、より効果的な情報発信及び「共創」のまちづくりを推進します。

■事業の概要

- (1) 事業名 茨木市クリエイティブパートナー制度
- (2) 開始日 令和5年6月1日（木） ※2年間の試行実施を予定
同日より市ホームページでクリエイター登録申請の受付を開始

(3) その他概要

ア これまで職員自身がチラシ等の広報物を作成してきた事業を中心に、事業担当課と登録クリエイターをマッチングし、広報物の作成や助言などの支援を依頼します。

イ 市がクリエイターに支払う報酬は、民間事業における報酬額等を参考に、市があらかじめ定めた報酬水準に基づくものとしています。報酬水準は試行実施要項に記載し市ホームページで公表します。

ウ クリエイターの登録には「市内在住、在勤、在学者または市内に居住歴、通勤歴、通学歴があること」、「18歳以上であること」などの要件があります。詳細は試行実施要項に記載しています。

エ 令和5年度は、デザイン面に課題があるチラシやWEB動画の作成など、10件程度の案件を本制度の対象とする予定です。

■対話による意見交換の実施

本制度の開始に先立ち、事業内容の検討に向けた意見収集などを目的に、市内在住等のクリエイターと市の担当者で個別に意見交換を行う対話を実施しました。対話でいただいたご意見は、制度の運用方法や報酬水準の設定に反映させています。

- (1) 実施期間 令和5年3月20日（月）～5月15日（月）
- (2) 参加人数 35人 ※市ホームページ及び広報誌で募集
- (3) 対話参加クリエイターの専門分野

グラフィックデザイナー、ウェブデザイナー、イラストレーター、漫画家、絵本作家、フォトグラファー、動画編集者 など



【本件に関する問合せ先】

企画財政部まち魅力発信課長

電話：072-620-1602